

岩手県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、八幡平市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成24年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 地域地区（用途地域）
 - （2）名称 八幡平都市計画用途地域
- 2（1）種類 都市計画施設（道路）
 - （2）名称 3・4・3号大更駅前線、3・5・6号松川中村線
- 3（1）種類 都市計画施設（汚物処理場）
 - （2）名称 北岩手環境衛生センター